

保 発 0918 第 8 号
令和 7 年 9 月 18 日

都道府県知事	}	殿
地方厚生（支）局長		
都道府県後期高齢者医療広域連合事務局長		
社会保険診療報酬支払基金理事長		
全国健康保険協会理事長		
健康保険組合理事長		
健康保険組合連合会長		

厚生労働省保険局長
(公 印 省 略)

「高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養の給付等の取扱い及び担当に関する基準第三条第一項第四号及び第二十六条第一項第五号に規定する厚生労働省保険局長が定める方法」の一部改正について

「高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養の給付等の取扱い及び担当に関する基準第三条第一項第四号及び第二十六条第一項第五号に規定する厚生労働省保険局長が定める方法」（令和 6 年 11 月 29 日付け保発 1129 第 2 号）を次のとおり改正し、令和 7 年 9 月 19 日から適用することとしたので、管内市町村、関係者、関係団体等に対し、その周知徹底を図るとともに、その運用に遺漏なきようお願いする。

記

○「高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養の給付等の取扱い及び担当に関する基準第三条第一項第四号及び第二十六条第一項第五号に規定する厚生労働省保険局長が定める方法」（令和6年11月29日付け保発1129第2号）の一部改正について

（傍線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養の給付等の取扱い及び担当に関する基準第3条第1項第4号及び第26条第1項第5号に規定する厚生労働省保険局長が定めるものは、当分の間、健康保険法（大正11年法律第70号）第3条第13項に規定する電子資格確認によって療養の給付を受ける資格があることを確認できない場合に限り、次の各号に掲げるものとする。 一・二 （略） <u>三 患者の提示するスマートフォン（※4）を用いてマイナポータルを通じて取得した当該被保険者の保険資格に係る情報（※5）</u> <u>四 電子証明書（※6）の有効期限後三か月を経過していないマイナ保険証により患者の被保険者資格を確認する方法（※7）</u> ※1～※3 （略） <u>※4 電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第12条の2第4項第2号ロに規定する移動端末設備をいい、当該移動端末設備に組み込まれた電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第35条の2第1項に規定する電磁的記録媒体に同項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書が記録されているものに限る。</u> <u>※5 番号利用法附則第6条第3項に規定する情報提供等記録開示システムを通じて取得した当該被保険者の資格に係る情報をいう。</u> <u>※6 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第22条第1項に規定する利用者証明用電子証明書をいう。</u> <u>※7 保険医療機関等が、患者について、個人番号カード用利用者証明用電子証明書に記録された利用者証明利用者検証符号（番号利用法第2条第5項に規定する利用者証明利用者検証符号をいう。）に対応する利用者証明利用者符号（同項に規定する利用者証明利用者符号をいう。）を用いた本人確認を行った上で、保険者に対し、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により、当該患者の被保険者の資格に係る情報（保険給付に係る費用の請求に必要な情報を含む。）の照会を行い、保険者から回答を受けることによりその</u>	高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養の給付等の取扱い及び担当に関する基準第3条第1項第4号及び第26条第1項第5号に規定する厚生労働省保険局長が定めるものは、当分の間、健康保険法（大正11年法律第70号）第3条第13項に規定する電子資格確認によって療養の給付を受ける資格があることを確認できない場合に限り、次の各号に掲げるものとする。 一・二 （略） （新設） <u>三 電子証明書（※4）の有効期限後三か月を経過していないマイナ保険証により患者の被保険者資格を確認する方法（※5）</u> ※1～※3 （略） （新設） （新設） <u>※4 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第22条第1項に規定する利用者証明用電子証明書をいう。</u> <u>※5 保険医療機関等が、患者について、利用者証明用電子証明書に記録された利用者証明利用者検証符号（同法第2条第5項に規定する利用者証明利用者検証符号をいう。）に対応する利用者証明利用者符号（同項に規定する利用者証明利用者符号をいう。）を用いた本人確認を行った上で、保険者に対し、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により、当該患者の被保険者又は被扶養者の資格に係る情報（保険給付に係る費用の請求に必要な情報を含む。）の照会を行い、保険者から回答を受けることによりその資格を確</u>

資格を確認する方法。	認する方法。
------------	--------

都道府県知事
地方厚生（支）局長
都道府県後期高齢者医療広域連合事務局長
社会保険診療報酬支払基金理事長
全国健康保険協会理事長
健康保険組合理事長
健康保険組合連合会長

殿

厚生労働省保険局長
(公 印 省 略)

高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養の給付等の取扱い及び担当に関する
基準第三条第一項第四号及び第二十六条第一項第五号に規定する厚生労働省保険局長が
定める方法

高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養の給付等の取扱い及び担当に関する基準の一部を改正する件（令和 6 年厚生労働省告示第 352 号）の施行に伴い、並びに高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養の給付等の取扱い及び担当に関する基準（昭和 58 年厚生省告示第 14 号）第 3 条第 1 項第 4 号及び第 26 条第 1 項第 5 号の規定に基づき、高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養の給付等の取扱い及び担当に関する基準第 3 条第 1 項第 4 号及び第 26 条第 1 項第 5 号に規定する厚生労働省保険局長が定めるものを下記のように定め、令和 6 年 12 月 2 日から適用することとしたので、管内市町村、関係者、関係団体等に対し、その周知徹底を図るとともに、その運用に遺漏なきようお願いする。

記

高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養の給付等の取扱い及び担当に関する基準第 3 条第 1 項第 4 号及び第 26 条第 1 項第 5 号に規定する厚生労働省保険局長が定めるものは、当分の間、健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 3 条第 13 項に規定する電子資格確認によって療養の給付を受ける資格があることを確認できない場合に限り、次の各号に掲げるものとする。

- 一 患者の提示するマイナンバーカード（※ 1）及び資格情報のお知らせ（※ 2）
- 二 患者の提示するマイナンバーカード及びマイナポータル画面（※ 3）

三 患者の提示するスマートフォン（※４）を用いてマイナポータルを通じて取得した当該被保険者の保険資格に係る情報（※５）

四 電子証明書（※６）の有効期限後三か月を経過していないマイナ保険証により患者の被保険者資格を確認する方法（※７）

※１ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号。以下「番号利用法」という。）第 2 条第 7 項に規定する個人番号カードをいう。

※２ 健康保険法施行規則（大正 15 年内務省令第 36 号）第 51 条の 3 第 1 項、船員保険法施行規則（昭和 15 年厚生省令第 5 号）第 40 条の 3 第 1 項、国民健康保険法施行規則（昭和 33 年厚生省令第 53 号）第 7 条の 3 第 1 項及び高齢者の医療の確保に関する法律施行規則（平成 19 年厚生労働省令第 129 号）第 20 条第 1 項に規定する資格情報通知書をいう。

※３ 番号利用法附則第 6 条第 3 項に規定する情報提供等記録開示システムを通じて取得した当該被保険者の資格に係る情報が記録されたもの（マイナポータルからダウンロードした PDF ファイルを提示することも可能）。

※４ 電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号）第 12 条の 2 第 4 項第 2 号ロに規定する移動端末設備をいい、当該移動端末設備に組み込まれた電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成 14 年法律第 153 号）第 35 条の 2 第 1 項に規定する電磁的記録媒体に同項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書が記録されているものに限る。

※５ 番号利用法附則第 6 条第 3 項に規定する情報提供等記録開示システムを通じて取得した当該被保険者の資格に係る情報をいう。

※６ 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第 22 条第 1 項に規定する利用者証明用電子証明書をいう。

※７ 保険医療機関等が、患者について、個人番号カード用利用者証明用電子証明書に記録された利用者証明利用者検証符号（番号利用法第 2 条第 5 項に規定する利用者証明利用者検証符号をいう。）に対応する利用者証明利用者符号（同項に規定する利用者証明利用者符号をいう。）を用いた本人確認を行った上で、保険者に対し、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により、当該患者の被保険者の資格に係る情報（保険給付に係る費用の請求に必要な情報を含む。）の照会を行い、保険者から回答を受けることによりその資格を確認する方法。

保 発 0918 第 9 号
令和 7 年 9 月 18 日

都道府県知事
地方厚生（支）局長
都道府県後期高齢者医療広域連合事務局長
社会保険診療報酬支払基金理事長
全国健康保険協会理事長
健康保険組合理事長
健康保険組合連合会長

殿

厚生労働省保険局長
〔 公 印 省 略 〕

保険医療機関及び保険医療養担当規則第三条第一項第四号等に規定する
厚生労働大臣が定める方法の一部を改正する件の告示について

保険医療機関及び保険医療養担当規則第三条第一項第四号等に規定する厚生
労働大臣が定める方法の一部を改正する件(令和 7 年厚生労働省告示第 245 号)
が、本日別添のとおり告示され、本年 9 月 19 日に適用される。

改正の趣旨及び内容等は下記のとおりであるので、十分御了知の上、管内市町
村、関係者、関係団体等に対し、その周知徹底を図るとともに、その運用に遺漏
なきようお願いする。

記

第 1 改正の趣旨

今般、スマートフォンでのマイナ保険証の利用が開始されることに伴い、当
該方法により資格確認が実施できなかった場合の資格確認方法について定め
る。

第2 改正の内容

保険医療機関等が患者から療養の給付を受けることを求められた場合に、当該患者が療養の給付を受ける資格があることを確認する方法について、スマートフォンでのマイナ保険証利用により資格確認が実施できなかった場合には、その場で、患者の提示するスマートフォンを用いて、マイナポータルを通じて取得した当該被保険者の保険資格に係る情報により確認することを新たな資格確認方法として追加する。

第3 適用期日

令和7年9月19日から適用する。

○厚生労働省告示第二百四十五号

保険医療機関及び保険医療養担当規則（昭和三十二年厚生省令第十五号）第三条第一項第四号、保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則（昭和三十二年厚生省令第十六号）第三条第一項第五号及び指定訪問看護の事業の人員及び運営に関する基準（平成十二年厚生省令第八十号）第八条第一項第四号の規定に基づき、保険医療機関及び保険医療養担当規則第三条第一項第四号等に規定する厚生労働大臣が定める方法（令和六年厚生労働省告示第三百五十一号）の一部を次の表のように改正し、令和七年九月十九日から適用する。

令和七年九月十八日

厚生労働大臣 福岡 資麿

（傍線部分は改正部分）

改 正 後		改 正 前	
保険医療機関及び保険医療養担当規則（昭和三十二年厚生省令第十五号）第三条第一項第四号、保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則（昭和三十二年厚生省令第十六号）第三条第一項第五号及び指定訪問看護の事業の人員及び運営に関する基準（平成十二年厚生省令第八十号）第八条第一項第四号に規定する厚生労働大臣が定める方法は、当分の間、健康保険法（大正十一年法律第七十号）第三条第十三項に規定する電子資格確認によって療養の給付を受ける資格があることを確認できない場合に限り、次の各号に掲げるものとする。 一（略） 二 患者の提示する個人番号カード及び情報提供等記録開示システム（番号利用法附則第六条第三項に規定する情報提供等記録開示システムをいう。次号において同じ。）を通じて取得した当該患者の被保険者又は被扶養者の資格に係る情報が記録されたもの 三 患者の提示する移動端末設備（電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第十二条の二第四項第二号ロに規定する移動端末設備をいい、当該移動端末設備に組み込まれた電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成十四年法律第百五十三号）第三十五条の二第一項に規定する電磁的記録媒体に同項に規定する移動端末設備利用者証明用電子証明書が記録されているものに限る。）を用いて情報提供等記録開示システムを通じて取得した当該患者の被保険者又は被扶養者の資格に係る情報 四 保険医療機関等（健康保険法第六十三条第三項第一号に規定する保険医療機関又は保険薬局をいう。）又は指定訪問看護事業者（同法第八十八条第一項に規定する指定訪問看護事業者をいう。）が、個人番号カード利用者証明用電子証明書（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第二十二條第一項に規定する個人番号カード利用者証明用電子証明書をいう。以下同じ。）の発行を受けた患者であつて、当該個人番号カード利用者証明用電子証明書の有効期間が満了した日から当該日の属する月の末日から起算して三月を経過した日までの間にあるものについて、当該個人番号カード利用者証明用電子証明書に記録された利用者証明利用者検査符号（同法第二条第五項に規定する利用者証明利用者検査符号をいう。）に対応する利用者証明利用者符号（同項に規定する利用者証明利用者		保険医療機関及び保険医療養担当規則（昭和三十二年厚生省令第十五号）第三条第一項第四号、保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則（昭和三十二年厚生省令第十六号）第三条第一項第五号及び指定訪問看護の事業の人員及び運営に関する基準（平成十二年厚生省令第八十号）第八条第一項第四号に規定する厚生労働大臣が定める方法は、当分の間、健康保険法（大正十一年法律第七十号）第三条第十三項に規定する電子資格確認によって療養の給付を受ける資格があることを確認できない場合に限り、次の各号に掲げるものとする。 一（略） 二 患者の提示する個人番号カード及び番号利用法附則第六条第三項に規定する情報提供等記録開示システムを通じて取得した当該患者の被保険者又は被扶養者の資格に係る情報が記録されたもの （新設） 三 保険医療機関等（健康保険法第六十三条第三項第一号に規定する保険医療機関又は保険薬局をいう。）又は指定訪問看護事業者（同法第八十八条第一項に規定する指定訪問看護事業者をいう。）が、利用者証明用電子証明書（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成十四年法律第百五十三号）第二十二條第一項に規定する利用者証明用電子証明書をいう。以下同じ。）の発行を受けた患者であつて、当該利用者証明用電子証明書の有効期間が満了した日から当該日の属する月の末日から起算して三月を経過した日までの間にあるものについて、当該利用者証明用電子証明書に記録された利用者証明利用者検査符号（同法第二条第五項に規定する利用者証明利用者検査符号をいう。）に対応する利用者証明利用者符号（同項に規定する利用者証明利用者符号をいう。）を用いた本人確認を行つ	

符号をいう。)を用いた本人確認を行った上で、保険者に対し、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により、当該患者の被保険者又は被扶養者の資格に係る情報（保険給付に係る費用の請求に必要な情報を含む。）の照会を行い、保険者から回答を受けることによりその資格を確認する方法

た上で、保険者に対し、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により、当該患者の被保険者又は被扶養者の資格に係る情報（保険給付に係る費用の請求に必要な情報を含む。）の照会を行い、保険者から回答を受けることによりその資格を確認する方法